

議員提出第5号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年2月13日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

上 條 哲 弘

齊 藤 広 子

春 山 千 明

杉 野 修

園 部 茂 雄

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成22年久喜市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部、財政部」を「総合政策部、総務部」に改め、「（国民健康保険課を除く。）」を削り、同項第2号中「市民部国民健康保険課、福祉部及び健康・子ども未来部」を「福祉部、健康スポーツ部及び子ども未来部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

令和5年4月1日付組織機構改革に伴い、常任委員会の所管事項の名称を変更するため、この案を提出するものであります。